

苫前町強靱化計画

令和2年度～令和7年度

令和7年3月改訂

北海道苫前町

【目次】

第1章 はじめに

- 1 計画の策定趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 苫前町強靱化の基本的考え方

- 1 苫前町強靱化の目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 本計画の対象とするリスク・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定・・・・・・・・ 8
- 3 評価の実施手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第4章 苫前町強靱化のための施策プログラムの策定及び

推進事業の設定

- 1 施策プログラム策定の考え方・・・・・・・・・・ 35
- 2 施策推進の指標となる目標値の設定・・・・・・・・ 35
- 3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の認定）・・・・・・ 35
- 4 推進事業の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

[苫前町強靱化のための施策プログラム一覧]

第5章 計画の進行管理

- 1 計画の推進期間等・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- 2 計画の推進方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した2019年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を2015年3月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

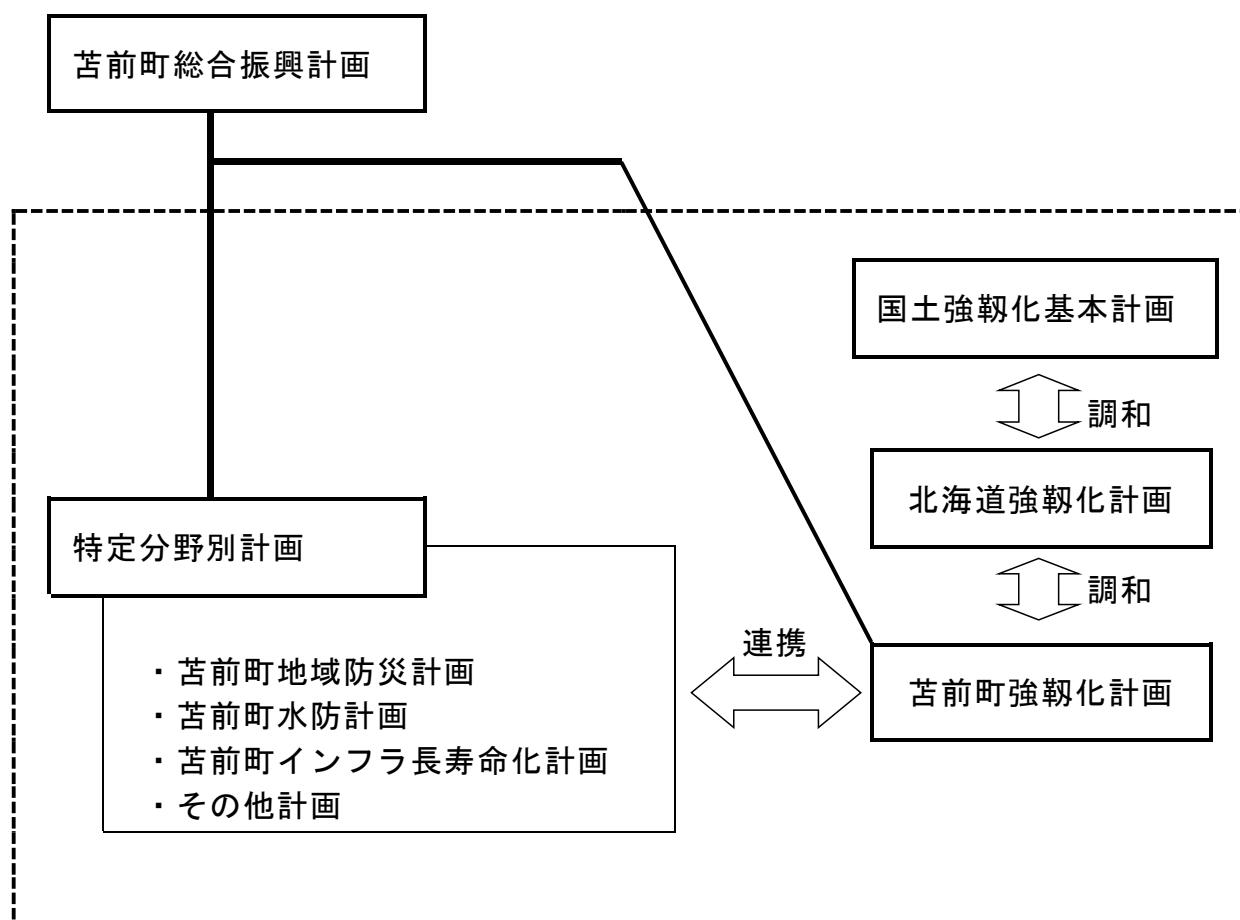
この間、苫前町においても、東日本大震災やH28豪雨災害、H30胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「苫前町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、苫前町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、苫前町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「苫前町強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、苫前町の総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



第2章 苫前町強靱化の基本的考え方

1 苫前町強靱化の目標

苫前町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

苫前町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、苫前町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」、「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」、「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、次の3つを苫前町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

【苫前町強靱化の目標】

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と苫前町社会経済システムを守る
- (2) 苫前町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 苫前町の持続的成長を促進する

2 本計画の対象とするリスク

苫前町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「町民の生命・財産と苫前町の社会経済システムを守る」という観点から、苫前町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（２）に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、苫前町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に掲示する。

2－1 苫前町における主な自然災害リスク

（１）地震・津波

- 日本海における大規模地震の断層モデルによる概略計算結果
（Ｈ２６政府調査検討会）
 - ・ １０ｍ以上の津波高となるのは１５市町村（最大津波高２３．４ｍ）
 - ・ 平地における３０ｃｍの津波の到達時間が最短１０分以内となるのは２０市町村
- 過去の被害状況
 - ・ 北海道南西沖地震（１９９３年）
 - ： Ｍ７．８、最大震度６（推定）
 - ： 最大遡上高３０ｍ以上、死者・行方不明者２２９人
 - ・ 十勝沖地震（２００３年）
 - ： Ｍ８．０、最大震度６弱、
 - ： 最大津波高２．５５ｍ、死者・行方不明者２人
 - ・ 北海道胆振東部地震（２０１８年）
 - ： Ｍ６．７、最大震度７、
 - ： 死者４４人

(2) 豪雨／暴風雨／竜巻

- 過去30年の台風接近数は、年平均1.7個（全国平均約3個）と比較的少ないが、これまでも1981年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生
- 1991年から2013年の間に、70の竜巻、突風によって、死傷者や住宅損壊などの被害が発生（2006年、佐呂間町で発生した竜巻では、9名の死者が発生）

(3) 豪雪／暴風雪

- 寒冷多雪地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生
- 2013年には、道東を中心とした暴風雪により、9名の死者が発生

2-2 町外における主な自然災害リスク

(1) 首都直下地震

- 発生確率……M7.3程度、30年以内に70%
- 被害想定……死者2.3万人、負傷者12.3万人、避難者720万人
建物全壊61万棟、経済被害95.3兆円、
被害範囲1都8県

(2) 南海トラフ地震

- 発生確率……M8～9以上、30年以内に70～80%
- 被害想定……死者32.3万人、負傷者62.3万人、
避難者950万人、
建物全壊238.6万棟、経済被害220兆円、
被災範囲40都府県（関東、北陸以西）

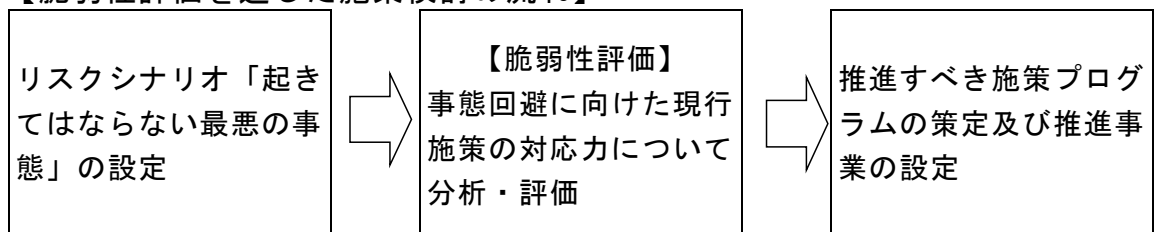
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

苫前町としては、本計画に掲げる苫前町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、苫前町の甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や海南トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた苫前町の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など苫前町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、苫前町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと20の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ20の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1－1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1－2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1－3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1－4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1－5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1－6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1－7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2－1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2－2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2－3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3－1 町内外における行政機能の大幅な低下

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
4	ライフラインの確保	4－1 エネルギー供給の停止
		4－2 食料の安定供給の停滞
		4－3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4－4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5－1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6	二次災害の抑制	6－1 ため池の機能不全等による二次災害の発生
		6－2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	迅速な復旧・復興等	7－1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7－2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 評価の実施手順

前項で定めた20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の進捗状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

評価結果は次のとおり。

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅・建物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化率は、57.9%であり、一定の進捗がみられるが、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。特に、民間の大規模建築物などについては、早急な耐震診断の実施や診断結果に基づく必要な耐震化整備を進める必要がある。
- 小中学校(100%)、医療機関(75.0%)、社会福祉施設(100%)、社会教育・社会体育施設(100%)などの不特定多数が集まる施設の耐震化は進捗途上にあり、これらの施設は、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、天井の脱落対策等も含め、耐震化の一層の促進を図る必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、現在一部策定中の「苫前町公共施設等総合管理個別計画」に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。
- 町営住宅の老朽化対策については、「苫前町公営住宅等長寿命化計画」(平成25年2月策定)等に基づき、計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。

(避難場所等の指定・整備)

- 避難場所については、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制を確保するため、災害基本法に基づく指定緊急避難場所等の指定及び周知を促進していく必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所の指定についても促進する必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。
- 津波発生時の避難場所等を明記したハザードマップを住民に広く周知していく必要がある。

（緊急輸送道路等の整備）

- 救急援助活動等に必要な救急輸送道路や避難路について、国や道、他の市町村と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化や無電柱化を推進する必要がある。

（その他）

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。
- 地震・津波による被害軽減施策を進めるため、被害想定調査を行い、調査結果を踏まえた減災目標の策定について早急に検討を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 住宅の耐震化率：５８．６％（Ｒ元）
- ・ 小中学校の耐震化率：１００％（Ｒ元）
- ・ 社会福祉施設の耐震化率：１００％（Ｒ元）
- ・ 苫前町公共施設等総合管理個別計画：一部策定
- ・ 苫前町公営住宅等長寿命化計画：策定（Ｈ２５）
- ・ 苫前町防災マップの作成状況：作成（Ｈ２９）
- ・ 指定緊急避難場所：５１箇所・指定避難所：２０箇所（Ｈ２９）

1－2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（警戒避難体制の整備等）

- 土砂災害警戒区域の指定状況は、全国と比べて遅れており、区域の指定を推進する必要がある。また、警戒区域については、ハザードマップ作成など警戒避難体制の整備を促進する必要がある。

（砂防設備等の整備、老朽化対策）

- 国及び道において、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等の整備を進めているが、現状では、未整備箇所が数多く残されていることから、引き続き国及び道に対し、施設整備・老朽更新の促進を要請する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 土砂災害警戒区域等の指定状況：一部指定・１１０件（Ｈ２９）
- ・ 土石流ハザードマップの作成状況：一部作成（Ｈ２９）

1－3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（津波避難体制の整備）

- 今後、道において、新たな津波浸水想定が設定されるなどの情勢変化に応じ、ハザードマップの見直しをはじめ、避難体制の再整備が求められる。
- 津波発生時の避難対策に不可欠な「苫前町津波避難計画」（平成30年3月改訂）を策定しているが、今後、津波浸水想定の見直しに応じ、ハザードマップや避難計画の改訂を促進する必要がある。
- 避難誘導に役立つ各種標識、表示板等の設置については、道などと連携して整備を促進する必要がある。また、今後、町の津波避難計画等に基づき、海拔、津波浸水予想地域・津波襲来時間や高さの表示、避難方向や場所等を示す案内看板などの整備を促進する必要がある。

（海岸保全施設等の整備）

- 道において、海岸保全施設の整備を進めているが、整備率は全国を下回っている状況にあり、今後、施設の耐震化対策などを含めて、施設整備・老朽更新の一層の促進を要望する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 津波ハザードマップの作成状況：作成（H29）
- ・ 苫前町津波避難計画：策定（H29）

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

（洪水・内水ハザードマップの作成）

- 苫前町防災マップを作成・配布しているが、町民に対して周知の推進を図り、防災訓練等の実施を検討する必要がある。

（河川改修等の治水対策）

- 道、町では、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、放水路の整備、洪水を一時的に貯留するダムや遊水地の整備などの治水対策を行ってきたが、進捗途上であり、近年浸水被害を受けた河川や市街地を流れる河川等の改修に重点化するなど、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプ場や雨水管渠などの可搬式排水ポンプ場などの整備を進める必要がある。

（ダムの防災対策）

- 大雨発生時における既設ダムの治水効果の発揮を図るため、ダム本体の改良整備や管理用制御装置等の機器の修繕・更新を実施し、ダム施設の適切な維持管理を進める必要がある。
- 被災による長期停電時においても、電力を確保し、適切なダム管理を行うための方策として、既存ダムへの管理用小水力発電の導入など、幅広い観点から検討を進める必要がある。

（河川管理施設の老朽化対策）

- 樋門、樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設については、計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理が求められている。

【指標（現状値）】

- ・ 苫前町防災マップの作成状況：作成（H29）
- ・ 洪水ハザードマップの作成状況：作成（H29）
- ・ 内水ハザードマップの作成状況：未作成
- ・ 苫前ダム等国営土地改良施設業務継続計画の策定状況：策定（R元）

1－5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制）

- 冬季異常気象時における道路管理手法の検討を行い、通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

（防雪施設の整備）

- 各道路管理者（国、道、町）においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、防雪柵や雪崩予防柵など必要な防雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあるとともに、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、今後一層の効果的な整備を進めていく必要がある。

（除雪体制の確保）

- 各道路管理者（国、道、町）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時には、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

【指標（現状値）】

- ・ 道路点検における堆雪及び堆雪スペースの確保、除雪体制に関する道路の要対策箇所の対策率：１００％

1－6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

（冬季も含めた帰宅困難者対策）

- 積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

・備蓄状況

毛布類 : 3 2 5 枚（R元）

発電機 : 5 台（R元）

暖房器具 : 1 0 台（R元）

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

（関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）

- 関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、効果的な運用を図る必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、道と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。
- 大規模災害時を想定した防災訓練などを通じ、情報収集・共有体制の強化を図っていく必要がある。

（自主防災組織の結成）

- 地域防災力の向上に向け自主防災組織の結成促進等を図る必要がある。

（住民等への伝達体制の強化）

- 国のガイドラインを踏まえ「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を策定しているが、必要に応じて避難勧告等の発令基準を見直す必要がある。
- 災害時における住民安否情報の確認のため、国が整備する国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達手段として防災行政無線だけではなく、ホームページや「Ｌアラート（公共情報コモンズ）」の適切な運用など、多様な方法による災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 住民等へ防災情報を確実に提供するため、避難所等に公衆無線ＬＡＮを整備するなど、災害情報提供の耐災害性を向上する必要がある。
- 災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。特に、外国人観光客については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあり、本町を訪れる外国人観光客の安全・安心を確保するためにも、外国人向け災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者の名簿の作成・活用や具体的な避難方法等をまとめた個別計画の策定を促進する必要がある。

（防災教育推進）

- 防災教育の推進に向けては、関係機関と連携し、多様な人材育成を図る必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

（災害時における行政機関相互の通信手段の確保）

- 被災による有線電話や携帯電話など有線系統の通信不能時においても、情報伝達が可能となるよう、衛星携帯電話の整備を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 避難行動要支援者計画の策定状況：策定・苫前町地域防災計画に掲載
- ・ 指定避難所及び避難所設置状況
 - 津波災害：１９箇所（Ｒ元）
 - 洪水災害：１８箇所（Ｒ元）
 - 土砂災害：１９箇所（Ｒ元）
- ・ ピクトグラム（注１）設置箇所：０箇所
- ・ 避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況
 - 津波災害策定：策定（Ｈ２６）・苫前町地域防災計画に掲載
 - 水害策定：策定（Ｒ元）・防災タイムライン（防災行動計画）に掲載
 - 土砂災害策定：策定（Ｒ元）・防災タイムライン（防災行動計画）に掲載
 - 防災訓練の実施回数：１回実施（Ｒ元）

* 注１ ピクトグラムとは何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号（サイン）のことで、文字による文章で表現する代わりに、視覚的な図で表現することで、言語に制約されずに内容の伝達を直感的に行う目的で使用される。

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【評価結果】

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、道、町、民間企業、団体等がそれぞれの間で応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 官民の連携体制の充実強化を図っていく必要がある。
- 北海道胆振東部地震におけるNPOやボランティアの活動実態などを踏まえ、支援活動や関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備と防災知識等を有するボランティアの育成を促進する必要がある。
- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ広域防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など施設整備のあり方について、防災関係機関等と連携の下、多角的に検討する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、他の自治体との広域応援体制の整備を推進する必要がある。
- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の食料及び飲料水の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため道などと連携し啓発活動に取り組む必要がある。
- 財政負担の軽減に配慮しながら、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

・ 防災関係の協定件数 : 12件 (R元)

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

（合同訓練など関係行政機関の連携体制整備）

- 地域防災計画の推進や防災訓練など関係行政機関との連携を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

（自衛隊体制の維持・拡充）

- 北海道胆振東部地震時には、陸上自衛隊北部方面隊から災害派遣隊が被災地に派遣されるなど、被災地支援に大きな役割を担ったところであり、今後の町内外における大規模自然災害時に備え、陸上自衛隊第26普通科連隊との連携をさらに図る必要がある。

（救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備）

- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の拡充について促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 消防団員数：76人（R元）

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

（災害時における診療所の機能確保・継続）

- 災害時の医療確保のため、民間診療所において、実災害を想定した実働訓練を他機関との連携のもと、効果的に実施する必要がある。
- 災害時の救命医療や傷病者の受入など医療拠点の機能を確保するため、民間診療所において応急用医療資機材の整備など、所要の対策を図る必要がある。

（災害時における福祉的支援）

- 災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所等への人的支援の促進を図る必要がある。
- 被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を充実する必要がある。

（防疫対策）

- 災害発生時には、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期の予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 予防接種法に基づく予防接種（麻しん・風しんワクチン）の接種率
 - 1期：100%（R元）
 - 2期：100%（R元）

(3) 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(災害対策本部機能の強化)

- 被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項を定めるものとして「防災タイムライン（防災行動計画）」（令和元年9月策定）があり、訓練などを通じ本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画の見直しや防災タイムラインを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 北海道胆振東部地震の経験を踏まえ、消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、将来的な団員の担い手不足の課題もあり、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するため、庁舎等の行政施設の耐震化を図る必要がある。

(行政の業務継続体制の整備)

- 災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう必要最小限の人員を配置するなど、災害時における行政業務の継続体制を強化する必要がある。
- 災害発生時に停電等が起こった際、役場庁舎には自家発電が設置されているが、設置されていない施設にも、自家発電機や、外部電源接続装置の設置に向けた推進を図っていく必要がある。

(IT部門における業務継続体制の整備)

- 本町はIDC（インターネットデータセンター）を利用したネットワークを構築しており、本町において災害が発生していなくてもサーバ設置場所で災害が発生すると業務が停滞する恐れがあるので、災害に対して強靱なネットワーク構築を検討していかなければならない。
- IT機器や情報通信ネットワークの被災に備え、IT部門の業務継続計画（IT-BCP）の策定を促進する必要がある。

（広域応援・受援体制の整備）

- 災害発生時において被害が発生した場合、被害の拡大や二次災害の防止に資するため各行政機関との間で協定又は、申合せを締結しており、災害時に有効に機能するように平時から情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害対策本部を設置する庁舎（役場）の耐震化率：０％（Ｒ元）
- ・ 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ（Ｈ２２）
- ・ 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（Ｈ９）

(4) ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

【評価結果】

(避難所等への石油燃料供給及びＬＰガスの確保)

- 災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給及びＬＰガスを安定確保するため、留萌地方石油業協同組合（燃料）及び北海道エルピーガス災害対策協議会（ＬＰガス）と協定を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 留萌地方石油業協同組合との協定（Ｈ２１）
- ・ 北海道エルピーガス災害対策協議会との協定（Ｈ２２）

4－2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

（食料生産基盤の整備）

- 本町の農水産業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、食料需給に影響を及ぼすことが危惧される。こうした事態に備え、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

（農水産業の体質強化）

- 現在、本町の農水産業は、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、本町の農水産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

（町産食料品の販路拡大）

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓、拡大等により、一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化などによる農水産物の販路拡大の取組など、生産、加工、流通が一定となった取組を推進する必要がある。

（町産農水産物の産地備蓄の推進）

- 災害時には米以外の農水産物の供給も課題となることから、こうした事態に備え、雪氷冷熱等を利用した産地における農水産物の長期貯蔵など、農水産物の円滑な供給に資する取組を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 農業従事者： 10.4%（H27）
- ・ 漁業従事者： 9.5%（H30）
- ・ 苫前地域漁港事業継続計画の策定状況：策定済み（R元）

4－3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

（水道施設の耐震化、老朽化対策等）

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池や貯留施設、浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策の計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要である。

（水道施設の防災機能の強化）

- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、送水管の多重化などの施設整備や応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

（下水道施設等の耐震化、老朽化対策等）

- 下水道機能の老朽化整備については対策済みだが、施設の改築・更新など計画的な維持管理に欠かせない長寿命化計画の策定を促進し、下水道施設の耐震化に加え、今後、増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。
- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 上水道の基幹管路の老朽化対策：対策済み（H13）
- ・ 下水道業務継続計画の策定状況：策定済み（H27）
- ・ 地震対策上重要な下水道管渠の地震対策実施率：100%（R元）
- ・ 下水道施設ストックマネジメント計画を踏まえた長寿命化計画の策定状況：策定中（R元～R2：R3に策定）
- ・ 浄化槽のうち合併処理浄化槽の設置率：50%（R元）

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

（交通ネットワークの整備）

- 大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、高規格幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、地域間を連結する地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等のアクセス化を進める必要がある。
- 広域的な交通アクセスの向上に向け、未改良区間等の早期整備を進める必要がある。
- 町道の老朽化等に伴い、整備を計画的・効率的に進める必要がある。
- 災害時における地域住民の移動手段を確保する必要がある。

（道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策）

- 落石や岩石崩落などの道路点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次、対策工事を計画的に実施する必要がある。また、橋梁の耐震化についても、災害時に重要となる避難路上などの橋梁について、重点的に対策工事を実施し、計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、「苫前町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 農畜産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道については、地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、機能保全対策を適切に推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 橋梁の予防保全率：100%（H29）
- ・ 橋梁の点検率：100%（H29）
- ・ 道路橋の長寿命化修繕計画の策定状況：策定済み（H23）

(5) 経済活動の機能維持

5 - 1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(企業における業務継続体制の強化)

- 町内企業の業務継続計画の策定を促進するため、国のガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、関係機関と連携しながら、その策定を支援する必要がある。また、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 事業継続力強化支援計画の策定状況：策定済み（R元）
- ・ 町内企業の業務継続計画の策定件数：0事業所（R元）
- ・ 苫前地域漁港事業継続計画の策定状況：策定済み（R元）
- ・ 道の駅「風 W とままえ」事業継続計画の策定状況：策定済み（R6）

(6) 二次災害の抑制

6－1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

【評価結果】

(ため池の防災対策)

- 大規模地震や豪雨等を起因としたため池の決壊などによる二次災害を防止するため、点検結果に基づく必要な対策を推進する必要がある。
- ため池の決壊による甚大な二次災害を防止するため、防災重点ため池のハザードマップに基づき着実な整備を推進するとともに、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ ため池の点検・診断の実施割合：１００％（Ｒ元）
- ・ 防災重点ため池のハザードマップの策定状況：策定済み（Ｈ３０）

6－2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

（森林の整備・保全）

- 大規模災害等に起因する森林の荒廃は、町全体の地域強靱化に影響を与えるため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 多様な樹種・林齢で構成された森林の造林面積：657.48ha（R元）
- ・ 町有林における人工林の面積：194.5ha（R元）

(7) 迅速な復旧・復興等

7－1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物処理計画の策定)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、「災害廃棄物処理計画」の策定を進め、被災側と支援側の両面から広域的な視点に立った災害廃棄物の処理に関する体制を整備する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定状況：策定済み（R 5）

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【評価結果】

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

- 町と苫前建設協会において、災害時における応急対策業務に関する協定を締結しているが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、苫前建設協会とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

（建設土木業の担い手確保）

- 町内の建設土木業就業者の構成比は、17.8%となっており、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 町内建設土木業就業者の構成比：17.8%（R元）

5 評価結果のポイント

評価結果のポイントは次のとおり。

1 「人命の保護」に関する事項

- (1) 道路施設をはじめ治水・砂防など防災上重要な公共施設について、災害リスクや防災点検の結果等を踏まえた施設整備を着実に実施する必要がある。
また、これらの公共施設をはじめとした建築物等について、今後老朽施設が増加することも見据え、耐震化や長寿命化に向けた取組を計画的に行うことが必要である。
- (2) 各種災害に対応した警戒区域の指定やハザードマップの見直し、避難計画等の作成、防災訓練の充実などソフト面の対策について、国・道などの関係機関と連携し、体制を強化する必要がある。また、複数の災害が同時期に発生した際の対応や厳冬期における災害への対応についても所要の対策を講じる必要がある。
- (3) 災害時の避難誘導など迅速かつ的確な対応を図るため、関係機関相互の災害情報の共有や住民等への情報伝達体制を強化する必要がある。
- (4) 本町の観光の一層の振興に向け、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達や避難誘導体制の整備など、きめ細かな防災対策を講じる必要がある。
- (5) 大規模自然災害から町民の命を守り、被害を最小限にするためのハードによる対策と、自主防災組織の育成、防災訓練・防災意識の啓発などソフトによる対策を組み合わせることが重要であり、今後もこの取組を着実に進め、さらに効率的・効果的なものとするために、「自助」、「共助」、「公助」がそれぞれの役割を果たせるよう、推進していくことが必要である。

2 「救助・救急活動等の迅速な実施」に関する事項

- (1) 救助・救援活動や医療支援、物資供給など災害時対応については、関係機関の連携体制はもとより、民間企業等との協力体制の一層の強化を図る取り組みが必要である。
- (2) 災害対応における物資の備蓄や避難場所の確保などについては、今後、より広域かつ大規模な災害も想定し、地域間連携による支援体制の構築を進める必要がある。

3 「行政機能の確保」に関する事項
(1) 大災害時においても必要不可欠な行政機能の継続が可能となるよう、町における業務継続体制の強化を促進する必要がある。 (2) 町内外における大規模災害時の行政機能の確保に向け、他自治体間の応援・受援体制の整備を図る必要がある。
4 「ライフラインの確保」に関する事項
(1) 食料やエネルギーの安定供給について、被災時の応急体制の整備を図る必要がある。 (2) 町民生活を支える基礎的なインフラである上下水道等について、災害時においても必要な機能を維持できるよう、施設の防災対策や被災時の応急体制の整備を図る必要がある。 (3) 交通ネットワークの整備は、強靱化の根幹を支えるものであり、本町においては一部海岸沿いに集落が形成される地理的特性から、基幹路線の交通障害による災害時の地域の孤立を防ぎ、救助・救援活動等を円滑に行うための方策を検討する必要がある。
5 「経済活動の機能維持」に関する事項
(1) 災害時における経済活動の供給網や救援物資の円滑な輸送を確保するため、耐震化などの防災対策を含め拠点となる公共施設の一層の機能強化を図る必要がある。 (2) 町内企業が自らの災害リスクを認識し、防災・減災対策を講じるための第一歩として、事業継続力強化計画等の支援を行う必要がある。
6 「二次災害の抑制」に関する事項
(1) 二次災害の抑制に不可欠な国土保全機能を維持するため、森林の計画的な整備や農地・農業水利施設等の保全管理を推進する必要がある。

7 「迅速な復旧・復興等」に関する事項

- (1) 災害の迅速な復旧・復興に向け、災害廃棄物の処理体制の整備を図る必要がある。
- (2) 復旧・復興をはじめ災害対応に不可欠な存在である建設土木業が、その役割を十分に発揮できるよう、災害時における行政との連携強化を進めるとともに、担い手の育成・確保等に向けた取組を推進する必要がある。

第4章 苫前町強靱化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、苫前町における強靱化施策の取組方針を示す「苫前町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

苫前町の総合計画である「第5次苫前町総合振興計画」で掲げる「安全で安心な暮らしのできるまちづくり」という基本目標の実現を図るとともに、苫前町の強靱化を北海道・国の強靱化へとつなげるため、総合振興計画の方向に沿った取組や、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、32の重点化すべき施策項目を設定した。

4 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、苫前町が主体となって実施する事業を設定する。
また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

【苫前町強靱化のための施策プログラムの策定 及び推進事業一覧】

- 脆弱性評価において設定した20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載
- 当該施策プログラムの推進に関わる取組主体（国、道、市町村、民間の4区分）を末尾に〔 〕書きで記載
- 当該施策プログラムがターゲットとする自然災害リスクの所在（道内または道外）を末尾に《 》書きで記載（＊ 道内災害、道外災害のいずれにも対応する施策（道内災害へ対応する施策が道外災害にも対応可能となる施策を含む）には、《道内・道外》と併記）
- 重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に **重点** と記載
- 施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

(1) 人命の保護

1 - 1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

(住宅・建物等の耐震化) 重点

- 「苫前町耐震促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、耐震改修に関する支援制度の運用の改善など、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施する。
[国、道、市町村、民間] 《道内》
- 新たに耐震診断が義務づけられた民間の大規模建築物に対し、耐震診断や改修等に係る支援の充実を図り、各施設管理者による耐震化を促進する。
[国、道、市町村、民間] 《道内》
- 小中学校、医療機関、社会福祉施設、社会教育・社会体育施設など、多くの住民等が利用する公共施設について、耐震化を促進する。
[国、道、市町村、民間] 《道内》

(建築物等の老朽化対策) 重点

- 公共建築物の老朽化対策については、「苫前町公共施設等総合管理個別計画」に基づき、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。
[国、道、市町村] 《道内》

(避難場所等の指定・整備) 重点

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を促進する。
[道、市町村] 《道内》
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の指定を促進する。
[道、市町村、民間] 《道内》
- 災害時の避難場所として活用される公共施設や地区会館等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。
[国、道、市町村] 《道内》

(緊急輸送道路等の整備) 重点

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、市街地における沿道建築物の耐震化や無電柱化を含め、計画的な整備を推進する。また、緊急輸送道路（国道232号線）の代替路線として、一般道道苫前小平線の整備を推進するよう要請する。
[国、道、市町村] 《道内》

【指標】

- ・住宅の耐震化率：５８．６％（Ｒ元）⇒ ７０．０％（Ｒ１０）
- ・小中学校の耐震化率：１００％（Ｒ元）⇒ １００％を維持
- ・社会福祉施設の耐震化率：１００％（Ｒ元）⇒ １００％を維持
- ・苫前町公共施設等総合管理個別計画：一部策定⇒ Ｒ３に策定する。
- ・苫前町公営住宅等長寿命化計画：策定（Ｈ２８）
⇒ 方針や内容変更があった際に見直しを行う。：変更（Ｒ３）
- ・苫前町防災マップの作成状況：作成（Ｈ２９）
⇒ 方針や内容変更があった際に見直しを行う。
- ・指定緊急避難場所の指定数：５１箇所（Ｈ２９）
⇒ 必要に応じ整備する。
- ・指定避難所の指定数：２０箇所（Ｈ２９）⇒ 必要に応じ整備する。

【推進事業】

事業名	事業期間	全体事業費
町営住宅改善工事	Ｒ２～Ｒ６	２５０，０００千円
苫前町公民館大規模改修	Ｒ９～Ｒ１０	１００，０００千円

1－2 土砂災害による多数の死傷者の発生

（警戒避難体制の整備等）重点

- 北海道の実施する基礎調査等（土砂災害による被害の低減に向けた土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定に必要な基礎調査）の結果に基づき、適時土砂災害ハザードマップを見直し、広報・ホームページ等で周知及びハザードマップに基づく防災訓練等の実施を促進する。

〔国、道、市町村〕《道内》

（砂防設備等の整備、老朽化対策）重点

- 土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所など土砂災害の恐れのある箇所について、近年の災害発生状況や保全対象などを勘案し、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の整備を推進するとともに、老朽化施設の維持・更新や施設の維持管理を適切に実施するよう要請する。

〔国、道〕《道内》

- 山地災害危険地区を対象に、緊急性などの観点から、老朽化対策も含めた治山施設の整備と森林の維持造成を計画的に推進するよう要請する。

〔国、道〕《道内》

【指標】

- ・ 土砂災害警戒区域等の指定状況：一部指定・１１０件（Ｈ２９）
⇒ 指定を推進する。：１２３件（Ｒ３）
- ・ 急傾斜地及び土石流ハザードマップの作成状況：一部作成（Ｈ２９）
⇒ 基礎調査等の結果に基づき、ハザードマップを作成する。

【推進事業】

1－3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

（津波避難体制の整備）重点

- 北海道が設定する新たな津波浸水想定及び津波災害警戒区域の指定等に併せ、現行のハザードマップや避難計画の改訂を促進する。

〔道、市町村〕《道内》

- 避難誘導に必要な標識や表示板の設置について、津波避難計画等に基づき整備を促進する。

〔国、道、市町村〕《道内》

（海岸保全施設等の整備）重点

- 海岸保全施設の整備については、現在検討中のレベル1津波や台風の異常気象を対象とした浸水被害想定や老朽化・耐震調査などを踏まえ、関係機関との連携のもとで、海岸堤防などの施設整備を計画的に行うとともに、老朽化施設の補修・更新や施設の維持管理を適切に実施するよう要請する。

〔国、道〕《道内》

【指標】

- ・ 津波ハザードマップの作成状況：作成（H29）
⇒ 方針や内容変更があった際に見直しを行う。
- ・ 苫前町津波避難計画：策定（H29）⇒ 方針や内容変更があった際に見直しを行う。

【推進事業】

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

（洪水・内水ハザードマップの作成）重点

- 洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図について、河川整備の進捗等に応じた見直しを適時に実施し、洪水ハザードマップに基づく防災訓練等の実施を促進する。

〔国、道、市町村〕《道内》

- 国の作成した「内水ハザードマップ作成の手引き（案）」や内水被害の発生状況等を踏まえ、内水ハザードマップに基づく防災訓練の実施を促進する。

〔道、市町村〕《道内》

（河川改修等の治水対策）重点

- 河道の掘削、築堤、放水路・ダム・遊水池の整備などの治水対策について、近年の浸水被害等を勘案した重点的な整備を推進する。

〔国、道、市町村〕《道内》

- 樋門・樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、各施設の長寿命化計画等に基づき、施設の改良整備や老朽化施設の補修・更新を行うとともに、施設の維持管理を適切に実施する。

〔国、道、市町村〕《道内》

- 被災による長期停電時においても電力を確保し、適切なダム管理を行うための管理用小水力発電設備について、導入効果の得られる既存ダムへの導入を促進する。

〔国、道、市町村〕《道内》

- 下水道浸水被害軽減のため、近年の内水による浸水被害状況等を勘案し、排水ポンプ場、雨水管渠、可搬式排水ポンプなどの計画的な整備を推進する。

〔国、道、市町村〕《道内》

【指標（現状値）】

- ・ 苫前町防災マップの作成状況：作成（H29）
⇒ 方針や内容変更があった際に見直しを行う。
- ・ 洪水ハザードマップの作成状況：作成（H29）
⇒ 方針や内容変更があった際に見直しを行う。
- ・ 内水ハザードマップの作成状況：未作成 ⇒ 今後において作成する。
- ・ 苫前ダム等国営土地改良施設業務継続計画の策定状況：策定済み（R元）
⇒ 方針や内容変更があった際に見直しを行う。

【推進事業】

事業名	事業期間	全体事業費
河川立木撤去工事	R 2 ～ R 4	1 2 , 0 0 0 千円
江島の沢川土砂撤去工事	R 2 ・ R 4	6 , 9 4 1 千円
河川（六線沢川外）立木撤去工事	R 3	3 , 4 9 8 千円
河川（ルベシュベナイ川）立木撤去工事	R 3	4 , 4 2 2 千円
河川（四線沢川）維持工事	R 3	4 , 9 2 8 千円
河川（ルベシュベナイ川）維持工事	R 4	3 , 6 9 6 千円
河川（オシルスナイ川）土砂撤去工事	R 4	4 , 7 6 3 千円

1－5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

（暴風雪時における道路管理体制の強化）重点

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。

〔国、道、市町村〕《道内》

- 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵などの対策工を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。

〔国、道、市町村〕《道内》

（除雪体制の確保）重点

- 各道路管理者の管理基準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両の雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。

〔国、道、市町村〕《道内》

- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。

〔国、道、市町村、民間〕《道内》

【指標】

- ・ 道路点検における堆雪及び堆雪スペースの確保、除雪体制に関する道路の要対策箇所の対策率：１００％（Ｒ元）⇒ １００％を維持

【推進事業】

1－6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

（冬季も含めた帰宅困難者対策）

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業との連携による帰宅困難者支援の取組を促進する。

〔国、道、市町村、民間〕《道内》

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）重点

- 町が設置する避難所等における冬季防寒対策として、毛布、発電機、暖房器具などの備蓄を促進する。

〔道、市町村〕《道内》

【指標】

・ 備蓄状況

毛布類 : 325枚（R元）⇒ 必要に応じ追加で備蓄する。

発電機 : 5台（R元）⇒ 必要に応じ追加で備蓄する。

暖房器具 : 10台（R元）⇒ 必要に応じ追加で備蓄する。

【推進事業】

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

（関係機関の情報共有化）重点

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、関係機関から災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。

〔国、道、市町村、民間〕《道内》

- 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、一層の効果的な運用を図る。

〔国、道、市町村〕《道内》

- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と町を結ぶ総合行政情報ネットワークの計画的な更新を進めるとともに、町における衛星携帯電話の整備を促進する。

〔道、市町村〕《道内》

（住民等への情報伝達体制の強化）重点

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、各種災害に係る避難勧告等の発令基準の策定を促進する。

〔道、市町村〕《道内》

- 住民等への災害情報の伝達にあたって防災行政無線を活用するほか、ホームページを活用した情報提供やＬアラート（公共情報コモンズ）を活用したマスメディアによる迅速な情報提供など、多様な手段による災害情報の伝達体制を強化する。

〔国、道、市町村、民間〕《道内》

（観光客、高齢者等の要配慮者対策）重点

- 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、ホテルなどの観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。

〔国、道、市町村、民間〕《道内》

- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラムサインの設置を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化や公衆無線ＬＡＮ等の整備を促進する。

〔国、道、市町村、民間〕《道内》

- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者の名簿の作成、避難誘導・支援に関する具体的な計画策定など、所要の対策を推進する。

〔国、道、市町村〕《道内》

地域防災活動、防災教育の推進) 重点

- 「地域防災マスター制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成や自主防災組織の結成を促進するとともに、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。
[道、市町村、民間] 《道内》
- 防災教育の推進に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、関係機関との連携・協働の促進を図る。
[道、市町村、民間] 《道内》
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施及び体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。
[道、市町村] 《道内》

【指標】

- ・ 避難行動要支援者計画の策定状況 ⇒ 苫前町地域防災計画に掲載 ⇒ 随時更新をする。
- ・ 指定避難所及び避難所設置状況
津波災害：１９箇所（Ｒ元）⇒ 必要に応じ追加指定する。
洪水災害：１８箇所（Ｒ元）⇒ 必要に応じ追加指定する。
土砂災害：１９箇所（Ｒ元）⇒ 必要に応じ追加指定する。
ピクトグラムサイン設置箇所：未設置 ⇒ 各指定避難所（２０箇所）に設置
- ・ 防災訓練の実施回数：年１回実施（Ｒ元）⇒ 継続的に実施する。

【推進事業】

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(物資供給等に係る連携体制の整備) 重点

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
[道、市町村、民間] 《道内・道外》
- 沿岸部と内陸部など地理的に離れた市町村間における「包括交流協定」の締結など、災害時の連携も含め自主的な地域間交流を深めるための取組を促進する。
[道、市町村、民間] 《道内》
- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政とボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進する。
[道、市町村、民間] 《道内》
- 大規模災害時における救援物資の輸送や復旧活動等に関する拠点機能を担うことが期待される広域防災拠点について、地震・津波の被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など、そのあり方を多角的に検討する。
[道、市町村、民間] 《道内・道外》

(非常用物資の備蓄促進) 重点

- 大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、備蓄整備方針の策定に努め、物資調達等の体制整備に取り組む。
[道、市町村] 《道内》
- 支援制度の活用などを通じ、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。
[道、市町村] 《道内》
- 家庭や企業等における備蓄について、啓発活動を強化するなど、町民の自発的な備蓄の取組を促進する。
[道、市町村、民間] 《道内》

【指標】

- ・ 防災関係の協定件数 ： １２件（Ｒ元）⇒ 必要に応じ締結する。
 - ： 北海道開発局
 - ： 大林道路株式会社北海道支店
 - ： 北海道、北海道市長会、北海道町村会
 - ： 苫前建設協会
 - ： 留萌地区間伐材生産加工協同組合
 - ： 留萌地方石油業協同組合、留萌地方石油業協同組合苫前支部
 - ： サントリーフーズ株式会社北海道支社
 - ： 三重県桑名市
 - ： 北海道エルピーガス災害対策協議会
 - ： 留萌市、増毛町、小平町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
 - ： 一般社団法人旭川地区トラック協会、旭川地区トラック協会留萌支部
 - ： 株式会社ゼンリン

【推進事業】

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

（防災訓練等による救助・救急体制の強化）重点

- 苫前町防災避難訓練をはじめ各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊などの各防災関係機関との連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。
〔国、道、市町村、民間〕《道内・道外》
- 消防団員の確保を円滑に進め、潜在的な入団希望者の入団を促進するため、消防団に対する理解を向上させる広報活動を推進する。
〔市町村、民間〕《道内》
- 消防職員、消防団員の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実に図るとともに、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。
〔道、市町村、民間〕《道内》

（自衛隊体制の維持・拡充）

- 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、関係機関において連携した取組を推進する。
〔国、道、市町村〕《道内・道外》

（救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備）

- 災害対応能力の強化に向け、消防機関における災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。
〔国、道、市町村〕《道内》

【指標（現状値）】

・ 消防団員数：76人（R元）⇒ 75人程度を維持する。：65人（R6）

【推進事業】

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

（災害時における診療所の機能確保・継続）重点

- 民間診療所の災害対応力の向上を図るため、関係機関との連携の下、具体的な災害を想定した実働訓練の実施を検討する。

〔道、市町村、民間〕《道内》

- 民間診療所における災害時の診療所機能を確保するため、応急用医療資機材の整備を計画的に進める必要がある。

〔道、市町村、民間〕《道内》

（災害時における福祉的支援）

- 災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。

〔道、市町村、民間〕《道内》

（防疫対策）

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における污水対策など、災害時の防疫対策を推進する。

〔国、道、市町村〕《道内》

【指標（現状値）】

- ・ 予防接種法に基づく予防接種（麻しん・風しんワクチン）の接種率

1期：100%（R2）⇒ 100%を維持する。

2期：100%（R2）⇒ 100%を維持する。

【推進事業】

(3) 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能の強化) 重点

- 北海道の業務継続計画に規定している災害対策本部に係る具体的な運用事項(職員の参集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など)を定めた「防災タイムライン(防災行動計画)」に基づき、定期的な実働訓練などを通じ、実施体制の検証、必要に応じた見直しを行う。併せて、本部機能の運用に必要な資機材の整備を計画的に推進する。

[道、市町村] 《道内》

- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画の見直しや本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。

[国、道、市町村] 《道内》

- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な庁舎等の行政施設の耐震化を促進する。

[国、道、市町村] 《道内》

(行政の業務継続体制の整備) 重点

- 災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう必要最小限の人員を配置するなど、災害時における行政業務の継続体制を確保する。

[道、市町村] 《道内》

- 行政情報システム機能の維持・継続を図るため、情報システムの機能維持のための取組を推進する。

[道、市町村] 《道内》

(広域応援・受援体制の整備) 重点

- 町内外の大規模災害における広域的な支援体制の強化に向け、応援協定の枠組みに沿って、町外自治体との広域応援・受援体制の更なる構築を図る。

[道、市町村] 《道内・道外》

【指標】

- ・ 災害対策本部を設置する庁舎(役場)の耐震化率: 0%(R元) ⇒ 100%(R2)

【推進事業】

(4) ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

(避難所等への石油燃料供給及びＬＰガスの確保)

- 留萌地方石油業協同組合（燃料）及び北海道エルピーガス災害対策協議会（ＬＰガス）と締結している協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料及びＬＰガスが安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。

〔市町村、民間〕《道内》

【指標】

- ・ 留萌地方石油業協同組合との協定（Ｈ２１）⇒ 維持する。
- ・ 北海道エルピーガス災害対策協議会との協定（Ｈ２２）⇒ 維持する。

【推進事業】

4－2 食料の安定供給の停滞

（食料生産基盤の整備）重点

- 平時、災害時を問わず本町の農水産業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。

〔国、道、市町村〕《道内・道外》

- 本町の農水産業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など、継続的な農水産業経営に資する取組を推進する。

〔国、道、市町村〕《道内・道外》

（町産食料品の販路拡大）

- 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、食クラスター活動など食の高付加価値化に向けた取組等を通じ、農水産物や加工食品の販路拡大を推進する。

〔国、道、市町村、民間〕《道内・道外》

（町産農水産物の産地備蓄の推進）重点

- 雪氷冷熱等を活用した産地における農水産物の長期貯蔵など、平時における農水産物の安定供給に加え、大災害時においても農水産物の円滑な供給に資する取組を推進する。

〔国、道、市町村、民間〕《道内・道外》

【指標】

- ・ 農業従事者： 10.4%（H27）⇒ 農業の担い手確保に対する支援を推進する。
- ・ 漁業従事者： 9.5%（H30）⇒ 漁業の担い手確保に対する支援を推進する。
： 9.6%（R元）
- ・ 苫前地域漁港事業継続計画の策定状況： 策定済み（R元）
⇒ 方針や内容変更があった際に見直しを行う。

【推進事業】

事業名	事業期間	全体事業費
中山間地域等直接支払交付金事業	R2～R7	346,070千円
環境保全型農業直接支援対策事業	R2～R7	85,890千円
畜産担い手育成総合整備事業	R2～R5	192,424千円

4－3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

（水道施設等の防災対策）重点

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池、貯留施設、浄水場など水道施設の耐震化や基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。

〔国、道、市町村〕《道内》

- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進する。

〔国、道、市町村〕《道内》

（下水道施設等の防災対策）重点

- 災害時に備えた下水道業務継続計画を基に、下水道施設の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。

〔国、道、市町村〕《道内》

- 単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。

〔国、道、市町村〕《道内》

【指標】

- ・ 上水道の基幹管路の耐震化率：１８％（Ｒ６）⇒ ２０％（Ｒ７）
- ・ 下水道の基幹管路の老朽化：対策済み（Ｈ３０）
 - ⇒ 下水道施設ストックマネジメント計画（Ｒ３策定）に基づき、取替、修繕を行って行く。
- ・ 下水道業務継続計画の策定状況：策定済み（Ｈ２７）
 - ⇒ 方針や内容変更があった際に見直しを行う。
- ・ 地震対策上重要な下水道管渠の地震対策実施率：１００％（Ｒ元）
 - ⇒ 下水道施設ストックマネジメント計画（Ｒ３策定）に基づき、耐震対策を行う。
- ・ 下水道施設ストックマネジメント計画を踏まえた長寿命化計画の策定状況
 - ：策定中（Ｒ元～Ｒ２）⇒ 策定済み（Ｒ３）
- ・ 浄化槽のうち合併処理浄化槽の設置率：５０％（Ｒ元）⇒ ５３．５％（Ｒ７）

【推進事業】

事業名	事業期間	全体事業費
臨海配水池更新詳細設計委託業務	R 2	1 5 , 7 3 0 千円
浄水場耐震改修事業	R 3 ～ R 7	8 7 , 4 9 8 千円
水道施設更新改修事業	R 3 ～ R 9	6 7 8 , 8 7 2 千円
下水浄化センター改築更新事業	R 3 ～ R 8	6 9 8 , 8 0 0 千円

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

（交通ネットワークの整備）重点

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。
〔国、道、市町村〕《道内・道外》
- 広域的な交通アクセスの向上に向け、未改良区間等の早期整備を関係機関に積極的に要請していく。
〔国、道、市町村〕《道内》
- 国道・道道との連携や機能分担、町内地域間の連携強化等に配慮し、将来の財政的負担を踏まえ、町道の整備を計画的・効率的に進める。
〔国、道、市町村〕《道内》
- 地域住民の移動手段を確保するため、生活路線バスの維持対策を継続する。
〔国、道、市町村〕《道内》

（道路施設の防災対策等）重点

- 道路防災総点検の結果を踏まえ、落石や岩石崩落などの要対策箇所への対策工事を計画的に実施し、必要に応じ関係機関に要望するとともに、橋梁の耐震化についても、災害時に重要となる緊急輸送道路や避難路上にある橋梁については、重点的に対策工事を実施し、計画的な整備を行う必要がある。
〔国、道、市町村〕《道内》
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。
〔国、道、市町村〕《道内》

【指標】

- ・ 橋梁の予防保全率：100%（H29）⇒ 現状を維持する。
- ・ 橋梁の点検率：100%（H29）⇒ 現状を維持する。
- ・ 道路橋の長寿命化修繕計画の策定状況：策定済み（H23）
⇒ 5年に1度の点検結果により、その都度見直しをかける。

【推進事業】

事業名	事業期間	全体事業費
旭長島線歩道整備工事	R 2 ～ R 5	2 8 9 , 0 0 0 千円
道路照明設置工事	R 2 ～ R 3	2 1 , 2 1 9 千円
鳴泉橋線（鳴泉橋）橋りょう修繕工事	R 2 ～ R 3	4 8 , 3 6 4 千円
港団地通線改良舗装工事	R 3	2 5 , 5 2 0 千円
三溪橋線（三溪橋）橋りょう修繕工事	R 3	2 7 , 8 3 0 千円
古丹別東団地通線交差点改良舗装工事	R 3	6 , 2 0 4 千円
南昭和線改良舗装工事	R 3	3 , 1 7 9 千円
北香川 3 号線改良工事	R 3	3 , 6 3 0 千円
小川 1 号線（小川橋）橋りょう修繕工事	R 4	2 4 , 0 4 6 千円
南香川上平線（宮島橋）橋りょう修繕工事	R 4	2 , 0 9 0 千円
三溪川南線（佐武橋）橋りょう修繕工事	R 4	1 3 , 3 3 2 千円
三溪滝下線（清泉橋）橋りょう修繕工事	R 4	7 , 6 6 5 千円

(5) 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(企業における事業継続体制の強化) 重点

- 大規模災害時において、町内企業の事業を停止することによる住民生活への影響を最小限に抑えるため、関係機関と連携し、町内企業等の事業推進体制の継続及び事前防災・減災のための取組に対する支援を推進する。

[国、道、市町村、民間] 《道内》

【指標（現状値）】

- ・ 事業継続力強化支援計画の策定状況：策定済み（R元）
⇒ 方針や内容変更があった際に必要な見直しを行う。
- ・ 町内企業の業務継続計画の策定件数：0事業所（R元）⇒ 25事業所（R6）
- ・ 苫前地域漁港事業継続計画の策定状況：策定済み（R元）
⇒ 方針や内容変更があった際に必要な見直しを行う。

【推進事業】

(6) 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

(ため池の防災対策)

- 大規模地震や豪雨等を起因としたため池の決壊などによる二次災害の防止に向け、対象となるため池の点検結果に基づく対策を推進する。
〔国、道、市町村、民間〕《道内》
- 防災重点ため池のハザードマップに基づき着実な整備を推進するとともに、計画的な更新を含めた適切な維持管理を促進する。
〔国、道、市町村、民間〕《道内》

【指標（現状値）】

- ・ ため池の点検・診断の実施割合：１００％（Ｒ元）⇒ １００％を維持
- ・ 防災重点ため池のハザードマップの策定状況：策定済み（Ｈ３０）
⇒ 方針や内容変更があった際に必要な見直しを行う。

【推進事業】

事業名	事業期間	全体事業費
農村地域防災減災事業	Ｒ２～Ｒ６	２０，１６７千円

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（森林の整備・保全）重点

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
[国、道、市町村、民間] 《道内》
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。
[国、道、市町村、民間] 《道内》

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、多面的機能支払い推進交付金事業をはじめとする地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。
[国、道、市町村] 《道内》

【指標】

- ・ 多様な樹種・林齢で構成された森林の造林面積：657.48ha（R元）
⇒ 現面積を確保する：654.04ha（R2）
- ・ 町有林における人工林の面積：194.5ha（R元）
⇒ 現面積を確保する：198.1ha（R2）
- ・ 農地、農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数：9団体（R元）
⇒ 農業の担い手確保に対する支援を推進する：9団体（R2）

【推進事業】

事業名	事業期間	全体事業費
北海道多面的機能支払交付金事業	R2～R7	341,000千円
鳥獣被害防止総合対策事業	R2～R7	78,312千円
苫前ダム等関連施設管理事業	R2～R7	256,035千円
水利施設管理強化事業	R2～R7	24,864千円
森林環境保全整備事業	R2～R7	6,413千円
林道橋梁点検診断保全整備事業	R2～7	3,618千円
森林整備担い手対策推進事業	R2～R7	6,125千円

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 苫前町地域防災計画に災害廃棄物処理等計画の掲載はあるが、羽幌町外2町村衛生施設組合において災害廃棄物の処理体制の取り決めがないため、羽幌町外2町村衛生施設組合及び羽幌町、初山別村と災害廃棄物処理計画を検討し、広域的な視点からの廃棄物処理体制を推進する。

[国、道、市町村、民間] 《道内・道外》

【指標】

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定状況：策定済み（R5）
⇒ 方針や内容変更があった際に必要な見直しを行う。

【推進事業】

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【評価結果】

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する苫前建設協会の効果的な活用を図るなど、災害時における行政と苫前建設協会との連携体制をさらに強化する。

〔道、市町村、民間〕 《道内》

- 災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備など平時における強靱化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年層などの担い手の育成・確保や災害時に備えた事業推進体制の継続策の検討を支援するなど、関係団体等と連携した取組を推進する。

〔国、道、市町村、民間〕 《道内》

（行政職員の活用促進）

- 災害時の復旧・復興に関する業務を円滑に進めるため、国や道との行政職員の相互応援態勢を強化する。

〔国、道、市町村〕 《道内》

【指標】

- ・ 町内建設土木業就業者の構成比：17.8%（R元）

⇒ 技術力向上の支援及び担い手確保の推進を図る。

【推進事業】

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（令和2年度から令和6年度まで）とする。

また、本計画は、苫前町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改訂時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管課等を中心に、国や北海道との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、苫前町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

〒078-3792

北海道苫前郡苫前町字旭37番地の1

苫前町役場 総合政策室総合政策係

電話：0164-64-2040

FAX：0164-64-2142

Eメール：sogo@town.tomamae.lg.jp

苫前町ホームページ

: <http://www.town.tomamae.lg.jp/>